

# コアファンを獲得し、海外向け販売サイト (越境EC) で販路拡大したい方へ！

## デジタルツール等を活用した 海外需要拡大事業費補助金 (デジタルツール活用型)

このようなお悩みを抱えている事業者さん必見！

- ✓ 過去に越境ECサイトを構築したが、商品の売上げが伸び悩んでいる…



ただ掲載するだけでなく、商品のブランディングや適切なプロモーションを実施することが重要となります。当補助金ではこれらに係る経費の補助を受けることができます。

- ✓ 自社の強みをうまく表現・発信できない…
- ✓ 海外において他社商品との差別化を図りたい！



商品のコンセプトや世界観の確立から発信まで一連のブランディングに係る経費の補助を受けることができます。

- ✓ 自社商品をもっと海外の人々に知ってもらいたい！



SNSやインフルエンサー等を活用したプロモーションに係る経費(※)の補助を受けることができます。

※ライブコマース等販売に直結する経費は対象外となります。

- ✓ プロモーション・ブランディングを自社でやりたいが、知り合いの専門家がない…



補助事業を通して、ブランディングやプロモーション分野の専門知識を持つ「支援パートナー」が提供する支援サービスを受けることができます。

詳細は裏面をご確認ください。

**補助額：上限 500万円**

※1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大で**5,000万円**

**補助率：補助対象経費の2/3**

## デジタルツール活用型の要件

当補助金では、優れたコンセプトや魅力的な地域資源を保有している中小企業者等の製品について、越境 E C を積極的に取り入れたブランディング、プロモーション等を実施することにより、海外のマーケットで通用する商品力・ブランド力を確立させ、新たな海外での販路開拓を支援します。補助事業実施に際し、以下の要件を満たす必要があります。

- ①越境 E C を利用した海外での販路開拓（拡大）をすること
- ②海外展開予定の自社製品がすでに存在していること
- ③商品力・ブランド力確立のために商品のプロモーション等を実施すること
- ④支援パートナーが提供する支援サービスを受けること

## 支援パートナー制度

中小企業庁が選定した海外販路開拓等のプロフェッショナル事業者である「支援パートナー」が事業実施を支援します。海外販路開拓・拡大に資する支援パートナーを自ら選択し、支援パートナーとの協議の上、事業計画を策定し、補助金申請を行ってください。

## 補助対象の経費

当補助金では、以下の費用が補助対象経費となります。

- ①謝金 ②旅費 ③通訳・翻訳費 ④広報費 ⑤マーケティング調査費 ⑥産業財産権等取得等費 ⑦通信運搬費

※越境 E C にて販売した商品の配送に係る費用等は補助対象となりません。

- ⑧設計・デザイン費

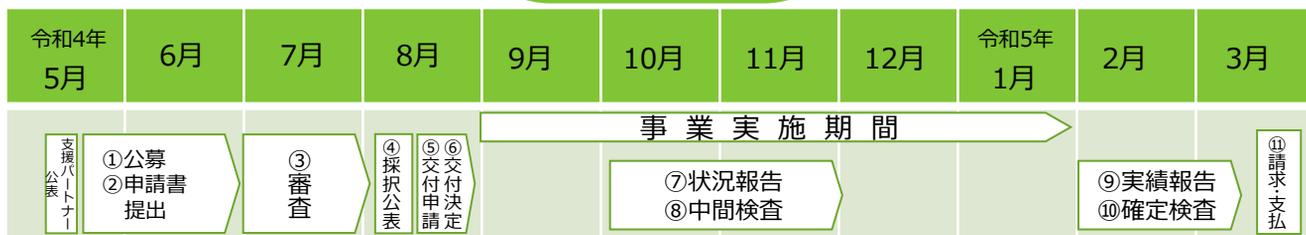
※海外向け商品パッケージの作成に係る費用等を補助対象とし、新商品の開発や商品の大幅な改変に係る費用等は補助対象となりません。

- ⑨委託・外注費

※越境 E C の活用に係る費用（E C サイト利用料・手数料等）は補助対象となりません。

※詳細は事務局ホームページ (<https://digital-tool.jp/>) をご確認ください。

## スケジュール



※スケジュールは目安です。

※jGrants（電子申請システム）での公募申請受付を予定しています。GビズIDプライムの発行に2～3週間かかりますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。

➔ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>



## お問い合わせ先

中小企業庁又は各都道府県を管轄する経済産業局へお問い合わせください。

中小企業庁 創業・新事業促進課

: 03-3501-1767  
: [digital-katsuyou@meti.go.jp](mailto:digital-katsuyou@meti.go.jp)

北海道経済産業局 : 011-756-6718

: [hok-new-biz@meti.go.jp](mailto:hok-new-biz@meti.go.jp)

東北経済産業局 : 022-221-4923

: [thk-brand@meti.go.jp](mailto:thk-brand@meti.go.jp)

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東経済産業局 : 048-600-0264

: [kanto-jb@meti.go.jp](mailto:kanto-jb@meti.go.jp)

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、  
神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県

中部経済産業局 : 052-951-0521

: [chiiki-katsuyou@meti.go.jp](mailto:chiiki-katsuyou@meti.go.jp)

愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県

近畿経済産業局 : 06-6966-6054

: [kin-brandshitsu@meti.go.jp](mailto:kin-brandshitsu@meti.go.jp)

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国経済産業局 : 082-224-5659

: [cqk-jb@meti.go.jp](mailto:cqk-jb@meti.go.jp)

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国経済産業局 : 087-811-8517

: [shikoku-shinjigyo@meti.go.jp](mailto:shikoku-shinjigyo@meti.go.jp)

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州経済産業局 : 092-482-5424

: [kyukokusai@meti.go.jp](mailto:kyukokusai@meti.go.jp)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄総合事務所 : 098-866-1755

: [jb-okinawa@meti.go.jp](mailto:jb-okinawa@meti.go.jp)